歌を教えてゐる。

來てゐる。 あつた。歸國後も女子師範學校附屬幼稚園に多くの恩物を寄送して 自分は一個のヴァイオリンを携へて歸國した程、 オルガン五壹、ヴァイオリン、チェロ各一個を分與してしまつて、 樂器、樂譜の寄贈。 歸國に際し、所藏の樂器、ピアノ一壹、 清廉無慾の君子で

については叙勲のための調査書をもとに作成したことが記録されてい その人の履歴または小伝を作成して日比谷図書館に保存するよ う 命 じ た。音楽関係者ではメーソン、ディットリヒ、ユンケルで、メーソン 館主幹守屋三郎に対し、外国人でわが国に功労のあった人々を選出し、 大正二年(一九一三)十一月十五日、東京市長は東京市立日比谷図書

日比谷図書館作成「メーソン氏功績

教育的唱歌ノ嚆矢トス ラレ音樂取調掛長伊澤修二ノ命ヲ受ケ唱歌ノ編纂ニ従事セリ是レヲ メーソン氏ハ明治十三年三月来朝シ音樂教師トシテ文部省ニ雇入

所アリ其人情同ジカラス風俗異ナル所ニ於テ新ニ試設ノ學術ヲ授ク 唱歌ノ教授ヲナセリ而シテ当時未タ一人ノ助教アラス纔カニ通辨ノ 又決シテ容易ノ業ニアラス 校同豫科同附属小學校幼稚園竝ニ學習院等ニ於テ自カラ生徒児童ニ ンヤ氏来朝日尚浅ク風俗自カラ異ナル所アリ人情隨テ同ジカラサル 力ヲ藉リテ一身數校ノ教授ヲ擔任セシハ決シテ容易ノ業ニアラス況 氏ノ初テ来朝スルヤ直チニ東京師範學校同附属小學校女子師範學

> 其實効ヲ顕シヽコトニ至リテハ其功績實ニ著大ナリトス 五年十月)ニ過ギスト雖本邦教育的音楽ノ創制ニ当リ其基礎ヲ立テ ノ君子ナリ其在職年間ハ僅ニ二年九ケ月 氏ハ國家ニ對シテハ誠忠個人ニ對シテハ敬愛其ノ為人ヤ所謂有道 (『外國人敎師關係書類』明治三十二年~大正十一年) (從明治十三年二月至同十 〔手書き〕

(二) フランツ・エッケルト Franz Eckert 月五日)~一九一六年(八月六日 一八五二年(四



フランツ・エッケルト教師

園内から十七年頃に芝区伊皿子町六十七番地に転居した。音楽取調掛に 初は二年間の契約であったが、数回更新している。住居は来日当時芝公 師として来日、ドイツ・プロシア国シュレジア州出身、月俸二百円で最 録Ⅰ』(自明治九年至三十二年)によると、明治十二年春、海軍軍楽隊教 次の文章は海軍卿河村純義へ宛てた交渉文である。 ルトの雇い入れに関しては、メーソンの解雇に先立ち準備されていた。 は明治十六年二月から十九年三月まで海軍省との兼務で出向した。 ドイツ人フランツ・エッケルトは宮内省の『式部職欧州音楽教師雇入 和声、 楽曲制作で、毎週火木の午後指導に当った。エッケ

海軍卿河村純義殿

可致見込ニ付 足之至ニ候右向分之御差操ヲ以御承諾相成度此段及御照會候也 合ヲ得候事ニ有之候尤同人へハ和聲学質問管絃樂教授之事項等嘱托 付貴省御雇音樂教師エッケルト氏當省へ兼務之後相叶候ハヽ大ニ都 調之為メ外國教師壹名相雇居候処過般同人帰國致シ事業上差支候ニ 先年来當省ニ於テ音樂取調掛相設ケ學校唱歌并管絃樂之事項等取 一週三回即チ火木土三曜日午後ョリ出張相成候得者満

尚以本文御承諾之上ハ主務吏員差出該教師擔當事業丼手當等詳細 御打合セ之上條約等可取計心算ニ有之候也

明治十五年十一月十七日

省軍務局へ御打合セ有之度此段及御答候也 回ニテ御都合相成ル義ニ族ハト兼務差支無之族條御端書ノ趣等ハ當 趣承了然ルニ壱週三回出張ノ義ハ當省樂隊教授上差支候間一週二 當省雇軍樂教師エッケルト氏御省兼務云々編第百二十六号御照會

明治十五年十二月四

文部卿福岡孝弟殿

海軍卿川村純義

「手書き」

(『音監經伺書類』明治十五年下)

【エッケルトと伊澤修二との条約書】

澤修二第一方ニ在リ右フランツ、 エッケルト氏ヲ文部省へ傭入ルヽニ付音樂取調掛長文部少書記官伊 今般文部卿ハ海軍卿へ協議ノ上海軍省軍樂教師獨乙人フランツ、 エッケルト氏第二方ニ在リテ取結

第 前文フランツ、エッケルト氏ハ明治十六年二月十日(千 フトコロノ條約左ノ如シ

年三月三十一日)迄文部省音樂取調掛ニ傭ヒ絃樂及ヒ之ニ附属スル 管樂ノ教授及本邦并欧洲ノ樂曲調和ノ事項ヲ嘱托スベシ 八百八十三年二月十日)ヨリ同十七年三月三十一日(千八百八十四

日ノ午後二時間宛文部省音樂取調掛へ出張スベシ 第二條 前文フランツ、 エッケルト氏ハー週四時間即チ各火木曜

但右四時間ノ内二時間ハ管絃樂教授二時間ハ樂曲ノ調和等ニ充ツ

ベキモノトス

月ニ付紙幣壱百圓ヲ每月末ニ受取ルベシ 第四條 第三條 前文フランツ、エッケルト氏ハ右事業ノ報酬トシテーケ 前文フランツ、 エッケルト氏ハ總テ掛長伊澤氏ノ指揮

伊澤氏ニ在ルベシ 従フベキモノトス殊ニ学科教授ノ時間及順序等ヲ定ムルノ権ハ掛長

意見ヲ陳述スルヲ得ベシ然レドモ其決定ノ権ハ掛長伊澤氏ニ在ルベ 第五條 前文フランツ、エッケルト氏ハ其教授ノ事項ニ付充分其

制定ノ諸規則ヲ遵守スベシ若シ之ヲ遵守セザルカ又ハ他ニ不都合 第六條 前文フランツ、 エッケルト氏音樂取調掛へ出張中ハ同掛

行跡等アルトキハ海軍省へ照會ノ上條約ヲ解ク事アルベシ

於テ條約ヲ解クトキハ其日ヨリ報酬金ヲ交付セザルベシ カン事ヲ望ムトキハ少クトモニケ月前、掛長伊澤氏ニ通報スベシ然 ルトキハ海軍省へ照會ノ上其望ニ應スベシ但第六條及七條ノ場合ニ 第七條 前文フランツ、エッケルト氏自己ノ都合ニ由テ條約ヲ解

明治十六年二月十日

手書き」

(『音監經伺書類』明治十六年)

246

この条約はそのまま明治十九年三月三十一日まで更新された。

明治十六年一月廿二日エッケルト氏来所ニ付演樂手續書 エッケルトは音楽取調掛出向の決定後、下見聞に訪れたようである。

第一 和聲ノ部

既習ノ分複習

第二 管絃樂ノ部

君が代(是レハメーソン氏ヨリ傳習シタルモノ)

【現行の〈君が代〉ではなく『小學唱歌集』中のもの。しかし歌詞は同一】

マーチ(是ハ此頃航来シタルモノニシテ未タ傳習ヲ受ケサルモノ)

第三 筝胡弓ノ部

思ヒ出レバ 胡筝 弓 林幸 田

胡箏 弓 幸遠田山、 林山勢

第四 新曲調和ノ事

在来日本ノ分 (御所車、六段)

新作ノ分 (天津日副、 大和ノ國ハ

第五 洋琴ノ部

ヅエット 幸田、 遠山

"

市川、 高坂

以上

(『音樂取調掛奏樂錄』 明治十六年)

〔手書き〕

音楽取調掛解任後二十一年三月海軍軍楽隊専務も解 カン

> 等に叙せられた。同年四月一時帰国の後朝鮮季王家楽長に就任へ一九○ 楽長の称号を授与されている。三十二年宮内省を辞したあと同時に勲六 (中村理平氏の調査による)。 年)、大正五年(一九一六)八月六日当地で没。お墓は京城郊外にある 宮内省雅楽課専務となった。この間にドイツ皇帝からプロシア王室

のための編曲原稿がある。 これらの編曲は、その一助となる音楽を作る目的の一端であって、エッ 洋音樂を折衷して國樂を興す」仕事の良き協力者となることを求めた。 か日本楽曲の西洋旋法採譜なども行った。伊澤修二はエッケルトに「和 な興味をもち、「小學唱歌集」第三編の編纂に加わって、 の編曲および Johann u. Josef Strauss の〈Pizzicato Polka〉箏三面 として F. von Flotow (1812–1883) の〈Jubel Ouvertüre〉箏二面合奏 ケルトに託した仕事と見ることができるであろう。なおこの目的の試み ルト氏調和原本」と記されている。エッケルトは日本の伝統音楽に非常 歌筝單音及諸重音」と記され、もう一つは「複音以上唱歌筝和聲エッケ の原稿が保存されている。それは二つの包みになっていて、一つは「唱 附属図書館には、エッケルトによる小学唱歌の箏編曲および和声づけ 和声づけのほ

(三) ギヨーム・ソーブレット Guillaume Sauvlet(生没年不

切り、イタリアに管弦楽専門の教師を求める願い書を十八年四月二十一 ため一週四時間しか受け持てない実状を理由にエッケルトの契約を打ち 暫定的な措置と思われる。ソーブレットは一八八五年に来日したマスコ ったようである。前任のエッケルトについては、 日付で文部卿大木喬任へ提出していた。ソーブレットの雇用はこの間の に雇い上げられた。しかし彼は必ずしも音楽取調掛が望む人材ではなか ット歌劇団とエミリー・メルビル歌劇団のピアノ伴奏者であった。横浜 ソーブレットは明治十九年四月、エッケルトの後任として音楽取調掛 海軍省との兼務である